平成２６年１１月１８日
改定 ver. 2

工業会会員に対する
生産性向上設備投資促進税制に係る
分析機器工業会からのお願い

１．窓口担当者を決めていただきたい。（証明書申請連絡者登録届による）
費用の請求は月ごとにまとめて請求書を発行いたします。証明書の申請は各社証明書申請連絡者から行ってください。支払いも１本化したいと思います。従いまして、証明書・請求書は証明書申請連絡者に届きます。支払い部門に社内で転送してください。

２．会員及び非会員（メーカーまたはディーラー）からの申請を受付ます。
本税制はユーザが利益を得るものではありますが、申請は顧客に任せず、例えば、ユーザへの販売見積もりに、証明書発行費用を入れて、販売していただき、証明書申請行為は会員会社から工業会にしていただきたい。（ただし、ユーザから費用を取るのかとらないかは各社にお任せします。）

３．初回及び登録にはエビデンスが必要です。
証明書申請の初回は、工業会で本税制の要件を満たしているかを審査いたします。従いまして、申請書に記載された内容が確認できる仕様書もしくはカタログ（旧製品のものも含め）を添付してください。審査の効率化を考え、会員企業には事前登録も受け付けます。事前登録されたもの、あるいは２回目以降の同じ商品の証明書を請求するときには、HP にある認定品登録簿を参考にその登録番号を記載してください。

４．証明書の申請代表者
社長もしくは部門長などこの証明行為に対し責任をとれる方といたします。

５．申請手続きは郵送もしくは宅配で。
申請手続きの用紙（様式１，２）は工業会 HP からダウンロードしていただき、下記に記載した住所に郵送もしくは宅配でお届けください。ただし、１品目１封筒でお願いします。審査が終われば、証明の捺印をしたものを返送させていただきます。
※当工業会はメールによる事前審査は行っておりませんので、必ず郵便等でご申請下さい。

＜申請先＞
〒101-0054
東京都千代田区神田錦町１－１２－３　第一アマイビル３F
（一社）日本分析機器工業会　生産性向上設備投資促進税制証明係

6. 生産性向上設備投資促進税制証明書係受付時間（お問合せ対応時間）について

受付時間（お問合せ対応）９：００～１７：００（平日）

上記時間内にお問合せ下さい。

7. 生産性向上税制確認シート ver. 4 **資料11** をご活用いただき、申請前に必ずご添付下さい。

JAIMA ホームページ http://www.jaima.or.jp/jp/seisanseikojo/index.html
→ダウンロード→資料１１生産性向上税制確認シート ver. 4

平成 27 年 3 月 3 日
Ver.2

生産性向上設備投資促進税制に係る
事務作業上のご協力のお願い

1．　エビデンス（添付資料）

・添付資料エビデンスはホチキスにてとめて頂き、角２（Ａ４サイズ）封筒に１製品１封筒にてお願い致します。クリアファイル・クリップは×。
・認定者にわかりやすいように、指標等にアンダーライン・ふせん等つけて下さい。
・エビデンス（添付資料）は比較指標・製品名・型式等の要所をおさえていただきなるべくコンパクトにしてご添付下さい。
・販売開始時期の記載がない申請が多く、困っております。
販売時期開始証明書若しくは当該設備一代前モデルの販売開始時期の記載のある資料（仕様書、カタログ、ニュースリリース等）を必ずご添付下さい。
資料に販売始時期のご記載がない場合は、販売開始時期証明書[書式自由]のご提出をお願いします。

2．　封筒について

（初回・登録）申請は角２（Ａ４サイズ）の封筒に１申請１封筒。
（２回目以降）申請は長３（定型）封筒でも可。１申請１封筒。

大きな封筒にまとめてご申請いただくことは可能ですが、必ず１申請１封筒に小分けしてご申請ください。

3．　申請書類差替え対応の廃止

（１）今まで申請書類等に不備があった場合は、電話連絡して差替え等の対応をしていましたが、差し替え作業は煩雑になるため今後は以下のようにさせていただきます。
①受付前に不備が見つかった場合は着払い（佐川便）で申請書類一式を返送させていただきます。不備の書類などを補完いただき再提出ください。（この場合は費用は発生しません。）

②審査が済み、認定が下りない場合（販売開始時期が６年以上などで却下される場合など）は申請書類は工業会保管となり、郵送にて理由と結果の連絡をお送りいたします。
従いまして、このようなことにならないようにチェックリストにて書類の不備が無いように、事前にご確認いただき発送してください。

（２）証明書原本回収可能な証明書発行済の差替え再発行（無料）は今後いたしません。
ユーザー様の都合により記載内容変更等で、証明書の差替え再発行を無料で行っていましたが、今後一度発行した証明書の差替え再発行は行いません。
改めてご申請ください。この場合新たに費用が発生いたします。